

よって、認定第1号から認定第9号までの決算認定については、令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

日程第17、議案第1号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

それでは、私の方から議案第1号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案は、16頁、資料は1頁をお開き下さい。今回の改正内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の省令改正に伴いまして、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う、連携施設の確保について、先行利用調整等の様々な対応策により、卒園後も引き続き、教育保育の提供を受けることが出来る場合には、連携施設の確保を不要としたものでございます。また、保護者の疾病や障がい等により、養育を受けることが困難な乳幼児に対する、居宅訪問型保育の実施について、これまでも実施可能でありましたが、条例に明確化すべきとされたことから、これらの対応方針に沿った改正を行うものでございます。

ご審議方、宜しくお願いしたいと思います。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい。質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第2号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第2号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。特定教育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て運営支援施設等に関する基準の一部改正に伴い、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂

きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

それでは、私の方から、議案第2号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案18頁、資料は3頁をお開き頂きたいと思っております。

今回の改正内容は、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該、家庭的保育事業者等に確保することが求められている、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設及び居宅訪問型保育事業者等が保育を提供出来る場合に関する定めについての、改正がありましたことから、これらの対応方針に沿った、改正を行うものでございます。

ご審議方、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第3号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第3号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。令和2年度予算において、高度無線環境整備推進事業の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画の事業として取り進めるため、同計画を変更するものでございます。ご審議の上、議決頂きますよう宜しく願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第3号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案に賛成の方の

挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金事業として、18事業に係る経費の補正と、令和元年度障がい者医療費負担金等返還などその他事業として、12事業に係る経費の補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,299万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,464万8千円とするものでございます。併せまして、債務負担行為補正、地方債補正をお願いするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、一般会計補正予算第9号でございます。議案書におきましては、22頁、23頁をお開き願いたいと思います。

最初に地方創生臨時交付金を充当した事業をまとめて、説明させていただきます。

まず、高度無線環境整備推進でございます。資料は5頁から7頁でございます。町内の光ファイバー未整備地域において、光ファイバーを整備するものでございまして、具体的には民設民営方式で整備することとし、事業主体となる民間事業者へ整備費の一部を町が負担金として、支払うものでございます。財源といたしましては、民間事業者が